



岡山市広報連絡資料<市長定例記者会見資料>

令和8年2月9日

令和8年2月定例岡山市議会提出の 主な議案（予算を除く。）について

1 内 容

- ・岡山市第七次総合計画長期構想及び前期中期計画の策定について
- ・岡山市印鑑登録及び証明に関する条例及び岡山市証明事務等手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- ・岡山駅東口公共交通案内所条例の制定について
- ・岡山市公文書等管理条例の制定について
(別紙のとおり)

【問い合わせ先】

岡山市 総務法制企画課 藤本・小林 直通086-803-1081 内線4450

記者会見資料

担当課名	政策企画課
担当者名	課長 青山 哲也 課長補佐 永石 勝稔
連絡先	803-1040 内線 3580

岡山市第七次総合計画長期構想及び前期中期計画の策定について (甲第71号議案)

1 目的

市議会の議決すべき事件に関する条例第1号に定める基本構想及び第2号に定める基本計画として、岡山市第七次総合計画長期構想及び前期中期計画を策定するに当たり、市議会の議決を経ようとするものです。

2 概要

(1) 策定の目的

岡山市第七次総合計画は、将来都市像等を定めた「長期構想」と、その実現に向けた政策・施策の体系を明らかにし、具体的な施策展開の方向性を示す「前期中期計画」からなるもので、岡山市の都市づくりを総合的・計画的に推進していくための指針となるものです。

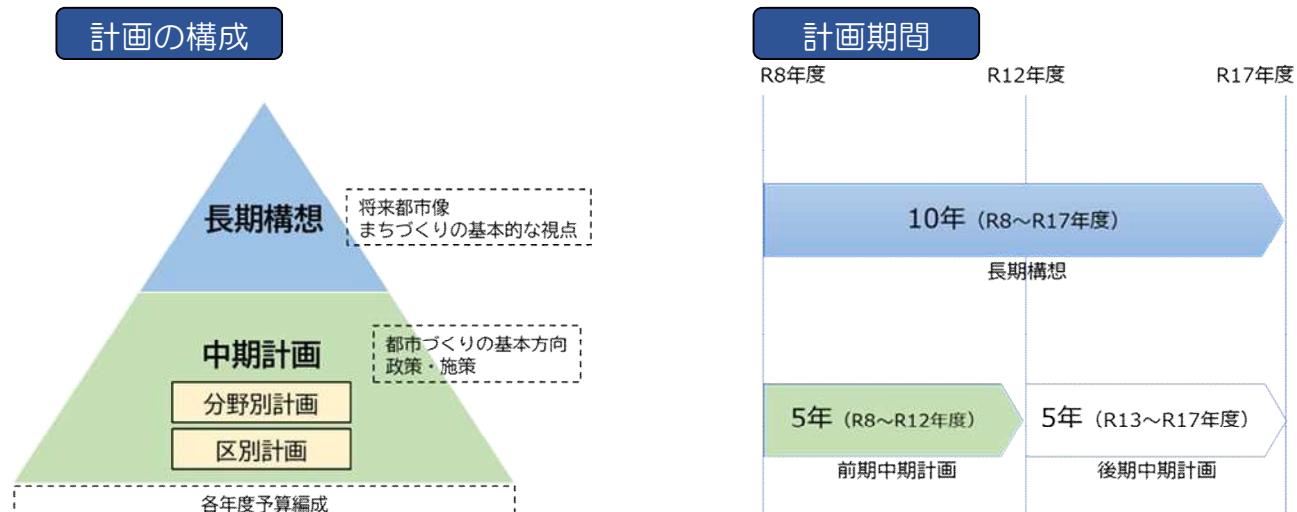
(2) 計画の期間

- ・長期構想：令和8年度から令和17年度までの10年間
- ・前期中期計画：令和8年度から令和12年度までの5年間

(3) 計画の構成

- ・長期構想（将来都市像、まちづくりの基本的な視点など）
- ・前期中期計画（総論、分野別計画、区別計画）

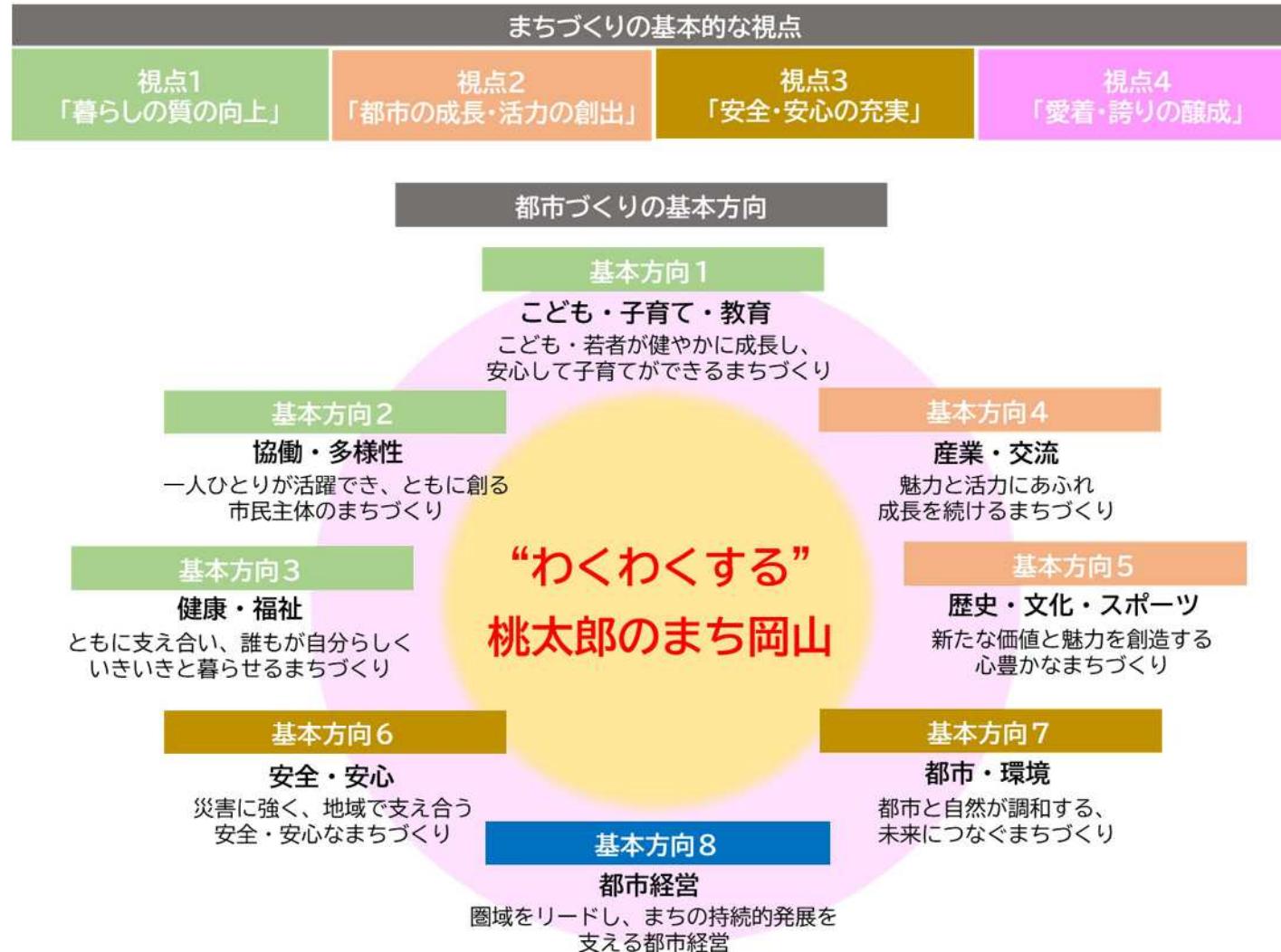
(参考) 岡山市第七次総合計画の構成



III. 都市づくりの基本方向

- 「都市づくりの基本方向」は、長期構想に定める4つの「まちづくりの基本的な視点」に基づき、岡山市が取り組む政策を7つの分野に分け、各分野における取組の基本的な方向性を示すものです。
- また、都市経営では、これら7つの政策分野を着実に推進するために行政が取り組むべきことを示しています。

「まちづくりの基本的な視点」と「都市づくりの基本方向」の全体像



岡山市第七次総合計画 政策・施策体系

前期中期計画 分野別計画

都市づくりの基本方向		政策(30)・施策(99)	都市づくりの基本方向	政策(30)・施策(99)
1 こども・若者が健やかに成長し、安心して子育てができるまちづくり（こども・子育て・教育）	3 ともに支え合い、誰もが自分らしくいきいきと暮らせるまちづくり（健康・福祉）	政策1 こども・若者の権利の尊重と、成長・自立の支援（こども・若者） <ul style="list-style-type: none"> ①こども・若者の権利の尊重 ②こどもが安全で健やかに育つことができる環境づくり ③若者の成長と未来のための支援 ④困難を抱えるこども・若者やその家庭への支援 	政策9 生涯にわたり健康でいきいきと生活できるまちづくり（健康） <ul style="list-style-type: none"> ①健康寿命の延伸に向けた健康づくりの推進 ②いきいきと活躍できる生涯現役社会づくり ③介護予防の推進 ④感染症対策 	
		政策2 安心してこどもを生み育てることができる環境づくり（子育て） <ul style="list-style-type: none"> ①妊娠期からの切れ目ない健康づくりへの支援 ②子育ての負担感や不安感をやわらげる支援 ③共働き・共育ての推進 	政策10 ともに生き、ともに支え合う地域共生社会の推進（福祉） <ul style="list-style-type: none"> ①重層的なセーフティネットの構築 ②地域福祉の推進 ③障害者の自立支援と社会参加の促進 ④ユニバーサルデザインの推進 	
		政策3 知・徳・体の調和のとれた自立に向かって成長する子どもの育成（学校教育） <ul style="list-style-type: none"> ①確かな学力を育む教育活動の推進 ②主体性を育む特色ある教育の推進 ③健やかな体を育む健康・安全教育の推進 ④豊かな人間性、社会性を育む教育活動の推進 ⑤多様な教育ニーズを踏まえた支援の充実 	政策11 豊富な医療・介護資源をいかした安心の暮らしづくり（医療・介護） <ul style="list-style-type: none"> ①支え合いの地域づくり ②在宅医療・介護の推進 ③認知症対策の推進 ④持続可能な保険制度の運営 	
		政策4 教育を支える基盤整備及び教育DXの推進（教育環境） <ul style="list-style-type: none"> ①学校園の指導体制の充実 ②教育DXによる学習指導の充実及び働き方改革の推進 ③安全・安心で快適な教育環境の整備 ④広報活動と当事者からの意見聴取の充実による教育の推進 	政策12 地域経済の活性化を促進する産業の振興（産業） <ul style="list-style-type: none"> ①新たな価値を生み出すイノベーション創出の促進 ②地域経済の持続的な発展に向けた事業成長の支援 ③安定した経営を可能にする事業環境の整備 ④拠点性をいかした企業立地の推進 	
		政策5 共に学び、つながる社会教育の推進と、生涯にわたる学びの充実（生涯学習） <ul style="list-style-type: none"> ①家庭・地域の教育を支える社会教育の推進 ②社会教育施設の機能強化 	政策13 多彩で魅力ある持続可能な農林水産業の振興（農林水産業） <ul style="list-style-type: none"> ①担い手の確保・育成と所得向上 ②生産基盤の確保・整備と農村振興 ③食と農の魅力発信 ④環境に配慮した農林水産業の推進 ⑤安全・安心な生鮮食料品等の安定供給 	
	2 一人ひとりが活躍でき、ともに創る市民主体のまちづくり（協働・多様性）	政策6 多様な主体による協働のまちづくり（協働・ESD） <ul style="list-style-type: none"> ①SDGs達成に向けたESDの推進 ②地域における主体的な活動の促進 ③多様な主体による協働の推進 ④特色ある区づくりの推進 	政策14 国内外の人を引き寄せる観光・交流の推進（観光・交流） <ul style="list-style-type: none"> ①広域的な観光・インバウンドの推進 ②産学官連携によるMICEの誘致 ③都市ブランドをいかした観光プロモーションの推進 ④まちを支える人材の移住・定住促進 	
		政策7 未来を拓く国際交流と多文化共生のまちづくり（国際） <ul style="list-style-type: none"> ①魅力を高め活力を生み出す国際交流とグローバルマインドの醸成 ②誰もが活躍できる多文化共生の地域づくり 	政策15 魅力と賑わいのあるまちなかの創出（まちなか） <ul style="list-style-type: none"> ①歩いて楽しいまちなかの魅力と賑わいづくり ②賑わいをつなぐ回遊性の向上 ③高次都市機能の充実・強化 	
		政策8 多様性を認め平和を願う人権尊重社会の実現（人権・男女共同参画） <ul style="list-style-type: none"> ①多様性を認め合える人権尊重の社会づくり ②男女共同参画の推進 ③平和を大切にする意識の醸成 	政策16 特色をいかした活力ある地域づくり（地域振興） <ul style="list-style-type: none"> ①地域の経済活性化 ②地域の歴史・文化の継承 ③地域の生活サービスの維持・向上 ④持続可能な地域づくりの促進 	

岡山市第七次総合計画 政策・施策体系

前期中期計画 分野別計画

都市づくりの基本方向	政策(30)・施策(99)	都市づくりの基本方向	政策(30)・施策(99)
5 新たな価値と魅力を創造する 心豊かなまちづくり (歴史・文化・スポーツ)	<p>政策17 歴史・文化による新たな魅力の創出と発信（歴史・文化）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①歴史・文化遺産をいかしたまちの魅力の創造と発信 ②歴史・文化遺産の活用と継承 <p>政策18 暮らしに息づく文化芸術の振興（文化芸術）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①文化芸術施設を核にした文化芸術の振興 ②市民の文化芸術活動の推進 <p>政策19 地域の活力を育むスポーツの振興（スポーツ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①スポーツを通じたまちの活性化と一体感の醸成 ②トップアスリートとの交流等による地域振興と競技力の向上 ③ライフステージ等に応じたスポーツ活動の推進 ④多様な市民ニーズに対応したスポーツ環境の整備 	7 都市と自然が調和する、 未来につなぐまちづくり (都市・環境)	<p>政策23 みどり豊かで風格あるまちづくり（みどり・景観）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①緑と水の豊かな空間づくり ②美しく風格あるまちなみづくり <p>政策24 快適で暮らしやすい都市づくり（都市・住環境）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①活力と暮らしを支える持続可能な土地利用の推進 ②快適で暮らしやすい住環境づくり <p>政策25 人とまちを元気にする交通ネットワークの構築（交通）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①公共交通中心の利便性の高い交通ネットワークの構築 ②地域における生活交通の確保 ③自転車先進都市の推進 ④道路ネットワークの充実・強化 <p>政策26 人と自然が豊かに共生できる環境づくり（自然・生活環境）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①生物多様性の保全と環境との共生 ②環境負荷低減への取組 ③環境学習・環境活動の推進 ④市民、事業者との協働による美しく快適なまちづくり <p>政策27 脱炭素社会をめざす環境にやさしいまちづくり（気候変動対策）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①再生可能エネルギーの活用と省エネルギー化の促進 ②環境にも人もやさしいライフスタイルへの転換 <p>政策28 みんなで進める循環型社会の構築（循環型社会）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①ごみの減量化とリサイクルの推進 ②廃棄物の適正処理の推進 ③総合的な汚水処理対策の推進
6 災害に強く、地域で支え合う 安全・安心なまちづくり (安全・安心)	<p>政策20 災害に強く安全・安心な都市基盤の整備（防災・減災）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①総合的な浸水対策の推進 ②身近な都市施設や建築物等の安全・安心の確保 ③ライフラインの強靭化 <p>政策21 地域防災力の強化と消防救急体制の充実（地域防災）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①地域防災力の強化 ②消防救急体制の充実強化 <p>政策22 安全・安心な市民生活の確保（市民生活）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①地域防犯力の強化と交通安全対策の推進 ②消費生活の安全・安心の確保 	8 圏域をリードし、 まちの持続的発展を支える 都市経営 (都市経営)	<p>政策29 人口減少社会を踏まえた行政の推進（地方創生・広域連携・大都市制度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①地方創生の推進 ②圏域をリードする広域連携の推進 ③大都市制度の推進 <p>政策30 将来世代に責任を持つ持続的な行財政運営（行財政運営）（行財政改革推進プラン）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①健全で持続可能な財政運営 ②公共施設等の適正な管理と有効な活用 ③時代の変化に柔軟に対応する組織づくり ④市民サービス向上のためのDXの推進 ⑤信頼と共感を得る市政運営

記者会見資料

担当課名	区政推進課
担当者名	課長 佐々木慎吾 課長補佐 柳沢つばさ
連絡先	803-1033 内線 3750

岡山市印鑑登録及び証明に関する条例及び 岡山市証明事務等手数料条例の一部を改正する条例の制定について (甲第26号議案)

1 目的

国の重点支援地方交付金を活用して、マイナンバーカードを使って各種証明書を発行することができるコンビニ交付サービスの手数料の減免を行うことで、物価高騰に直面する市民の負担軽減を図る。

また、令和8年11月の新庁舎開庁前に減額キャンペーンを行い、コンビニ交付のさらなる周知を図ることで、当市で進めているスマート窓口の一つである「行かない窓口」の促進を図る。

2 概要

岡山市印鑑登録及び証明に関する条例及び岡山市証明事務等手数料条例で定める交付手数料のうち、コンビニ交付サービスで取得できる住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍全部(一部)事項証明書、戸籍の附票の写し、市県民税 所得(課税)証明書の手数料について、令和8年3月1日から令和9年3月31日までの期間限定で1通10円に設定するもの。

【コンビニ交付(窓口より100円引き)】

交付対象	住民票の写し	200円	10円に減額
	印鑑登録証明書	200円	
	戸籍附票の写し	200円	
	市県民税 所得・課税証明書	200円	
	戸籍全部(一部)事項証明書	350円	

3 施行日

令和8年3月1日

記者会見資料

担当課名	交通政策課
担当者名	課長 金川 伸也 係長 安井 章
連絡先	803-1374 内線 3620、3638

岡山駅東口公共交通案内所条例の制定について (甲第39号議案)

1 目的

岡山の玄関口である岡山駅における公共交通の利用環境の向上を図るため、岡山駅東口駅前広場内に整備中の公共交通案内所の設置及び管理に関する事項を定める条例を制定するもの。

2 施設の概要

市民や来訪者にバスの発車時刻や行き先等の公共交通に関する情報や空調の効いた快適な待合空間を提供する施設として設置する。

〔施設の機能〕 ①待合スペース、②男女トイレ・多目的トイレ、③バス発車情報の提供
④バス案内所、⑤管理事務室、⑥路面電車指令室（下図：平面図参照）
(開館時間 午前6時30分から午後11時00分 休館日なし)

〔位置図〕



〔平面図〕



〔写真〕



3 施行日

令和8年6月1日（開館予定日）

記者会見資料

担当課名	行政事務管理課
担当者名	課長 藤原 紀恵 課長補佐 中塚 慶
連絡先	803-1080 内線 3410 3411

岡山市公文書等管理条例の制定について (甲第21号議案)

1 目的

市の活動を記録する公文書や歴史的公文書を市民共有の財産として、適正に管理・保存・利用し、市政の適正かつ効率的な運営と、現在および将来の市民に説明責任を果たすため、新たに条例を制定します。

あわせて岡山市公文書センターを設置します。

2 条例に制定する主な内容

(1)歴史的公文書の定義について

歴史的公文書を「将来にわたって本市の活動又は歴史を検証する上で重要な情報が記録されているもの」と定義します。

(2)公文書の管理(作成・整理・保存、廃棄又は移管)について

職員は、意思決定に至る過程や事業の実績を検証できるよう公文書を作成しなければならないとします。作成した公文書や市民等から取得した公文書は、簿冊にまとめて分類、整理したのち、保存期間満了まで適切に保存します。保存期間が満了した簿冊は、歴史的公文書として引き続き保存するか、廃棄しなければなりません。

(3)歴史的公文書の保存、利用について

永久保存を原則とし、誰でも目録等に基づき利用請求ができます。また、利用請求の決定内容について不服があるときは審査請求をすることができます。

(4)岡山市公文書センターの新設

新庁舎開庁にあわせて情報公開室を公文書センターとして再編し、一元的に開示請求、利用請求等に対応します。

(5)公文書管理審査会の設置

歴史的公文書選別基準の変更や保存期間が満了した公文書の廃棄について、調査審議をします。

3 施行日

令和8年4月1日

歴史的公文書の利用請求及び公文書センター等については別に規則で定める日